

2025 年 5 月 8 日

インドネシア国家規格（SNI）、 消費者保護と国際競争力を支えるインフラ



出所：[BSN Indonesia](#)

インドネシア国家規格（SNI）は、インドネシア全土において唯一適用される全国的な標準である。国家標準化庁（BSN）により策定・施行され、国内で流通するすべての製品およびサービスが、品質・安全性・保安・環境の持続可能性に関する要件を満たすことを目的としている。

歴史的背景および法的根拠

インドネシアにおける標準化の歴史は、1928 年のオランダ植民地時代に遡る。制度上の大きな転機は、1997 年 3 月 27 日、大統領令第 13 号に基づき国家標準化庁（BSN）が設立されたことである。その後、2018 年政令第 34 号「国家標準化に関する政令」によって法制度が強化され、現在に至るまで SNI 制度の中核的な法的根拠として機能している。

SNI の目的および機能

SNI は、国家経済と産業活動に対して以下の 5 つの主要な機能を担う：

- **消費者保護**：製品・サービスの安全性、健康性、環境への適合性を確保する。
- **競争力強化**：国内製品の品質を国際水準に引き上げる。
- **経済効率**：標準化により製造および流通コストを削減する。
- **規制適合**：製品の法令および安全基準との整合性を担保する。
- **貿易促進**：国際標準に準拠し、インドネシア製品の国際市場アクセスを支援する。

SNI は単なる認証制度ではなく、産業政策の戦略的支柱であり、投資家からの信認を獲得するための基盤である。



フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

SNI の適用：強制と任意の二形態

SNI の運用は、「強制適用」と「任意適用」の二つに分類される：

- **強制 SNI**：人の生命・健康・環境に直接影響を与える製品に適用される。対象製品は各省庁によって法令を通じて定められ、例として自動車用タイヤ、オートバイ用ヘルメット、ボトル飲料水、特定の食品などが挙げられる。
- **任意 SNI**：企業の自主的判断により採用され、市場での信頼性向上や競争力強化に資する。法的義務はないが、製品への信頼性を高める有効な手段となる。

強制 SNI の対象製品例

インドネシア工業省は、強制 SNI の対象となる製品の一覧を公開している。代表的な例は以下の通りである：

- **セメント (SNI 15-2049-2004、HS コード：2523.29.00)**：建築物の構造安全性を保証する。
- **オートバイ用ヘルメット (SNI 1811-2007)**：交通事故時の致命傷リスクを軽減する。
- **子供用玩具 (SNI ISO 8124-1:2010)**：幼児製品としての安全基準を満たす。
- **鉄筋 (SNI 2052:2017)**：建築資材としての品質と強度を確保する。

これらの製品は国際貿易の分類に用いられる HS コード（ハーモナイズド・システム）と連動している。

認証および適合性評価プロセス

SNI 認証の取得には、国家認定委員会（KAN）により認定された製品認証機関（LSPPro）による以下の手続きを経る必要がある：

- **申請書の提出**：企業が LSPPro に対して認証申請を行う。
- **書類審査**：技術面および行政面での要件を LSPPro が確認する。
- **監査および試験**：製品が SNI 基準に適合するかどうかを検証する。
- **認証書の発行**：すべての基準を満たした場合、「SNI マーク使用証明書（SPPT-SNI）」が発行される。
- **監視プロセス**：定期的な監視により継続的な適合状況を確認する。

この制度により、基準に適合しない製品が SNI マークを使用して流通することを未然に防いでいる。



フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

強制 SNI 違反に対する制裁

強制 SNI の不履行は、法的拘束力のある以下の制裁対象となる：

- 書面による警告
- 生産・流通の一時停止
- 市場からの製品回収
- 事業許可または製品認証の取消し

これらの措置は、流通製品の品質水準を保証し、消費者および市場の安全を守るものである。

総括

インドネシア国家規格（SNI）は、単なる認証制度ではなく、品質保証・市場参入・国際的信認を支える国家インフラである。SNI を通じて、インドネシアは消費者を守り、環境基準を強化し、遵守企業にとっての競争優位を生み出している。強制・任意を問わず、SNI への対応はもはや選択肢ではなく、規制された国際市場へ参入するための「入場料」である。

未来を見据える企業にとって、SNI は規制負担ではなく、グローバル競争で勝ち残るための戦略的な砦子である。



フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

お問い合わせ先

フェアコンサルティンググループ

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス
大阪 オフィスタワー12F
(本社)

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

Tel:06-6451-9201 | Fax:06-6451-9203

e-mai: grm@faircongrp.com

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 Indonesia
(インドネシアオフィス)

Tel : +62-21-570-6215 | Fax : +62-21-570-6217

Pahala Alex Lumbantoruan (Chartered Accountant)

e-mail : alexandra@faircongrp.com

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「フェアコンサルティング インドネシアニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

